

令和3年度第3回摂津市個人情報保護審議会会議録

日 時：令和4年3月25日（金） 午前10時00分開会
午前10時20分閉会

場 所：摂津市役所本館2階203会議室

出席委員：米田会長、久保副会長、小林委員、安田委員、鷹家委員

担当課：生活環境部市民課

事務局：総務部情報政策課

傍聴者：3名

1. 議題

(1) 自衛官募集事務に係る対象者情報の外部提供について

2. その他

1. 議題

<自衛官募集事務に係る対象者情報の外部提供について>

会 長 自衛官募集事務に係る対象者情報の外部提供について、担当課からご説明をお願いします。

担当課 平成28年度から自衛隊に対し、紙媒体での名簿提供を行っている。自衛隊は災害時の救援活動等、安心した市民生活を送る上で欠かせない存在であり、公益上必要なものと考え情報を提供している。ただし、自己情報の提供を希望しない方もおられることは否定できないため、個人情報保護の観点から、除外申請手続制度を導入することの可否を合わせて諮問したい。

会 長 対象者名簿は誰が出力しているのか。

担当課 出力は市民課職員で行っている。

会 長 リストを紙媒体で提出しているということだが、今の時代に何故紙媒体で提出しているのか。

担当課 データで提供を行っている自治体もあるが、一部の限られた自治体だけである。今後増加するかもしれないが、現状は紙媒体での提出が一般的である。

委 員 平成28年度からリストを提供しているということだが、除外申請手続は今まで実施していなかったのか。

担当課 実施していなかった。

委 員 除外申請があった場合、対象者名簿からの削除は誰が行うのか。

担当課 市民課の職員で削除する。

- 会 長 自己情報を自衛隊に提供されているということ、対象者はどのようなきっかけで知ることができるのか。対象者が除外申請をする流れについても教えてほしい。
- 担当課 18歳または22歳になる方が対象になるということは、広報紙及び摂津市ホームページに掲載している。除外申請の手続きについても同様に、広報誌及び摂津市ホームページへの掲載を予定している。除外申請期間を1ヵ月程度設け、申請があれば対象者名簿から除外する予定である。
- 会 長 広報紙または摂津市ホームページを積極的に見ている方は気付くが、そうでない方は除外申請のきっかけを得られず、知らないところで情報が提供されるということか。
- 担当課 現状そういうこととなっている。他の情報発信も検討している。具体的には摂津市公式LINE等、SNSを活用した通知を考えている。ただし、ご指摘された通り、SNS等も見ない方には伝わらないままである。
- 会 長 それはやむを得ないという考えか。
- 担当課 そうということとなる。
- 委 員 平成28年から実施されているが、（自衛官募集の通知が）届いた市民の方から「こんなのが届いたら困る」という指摘などはなかったのか。
- 担当課 市民課に配属されて3年となるが、その間に問い合わせは無かった。
- 会 長 他に質問がないようなので表決を行う。自衛官募集事務に係る対象者情報の外部提供について、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員5名全員挙手）
- 会 長 全員が賛成ということで、自衛官募集事務に係る対象者情報の外部提供について承認とする。続いて、除外申請手続制度の導入について、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員5名全員挙手）

全員が賛成ということで、除外申請手続制度の導入について、承認とする。
- 委 員 本件は市民と市役所との信頼関係を構築する上で非常に重要なものであると考える。可能な限り、市民の方に伝わるような工夫をしてほしい。また、除外申請をされた方の情報について重要な個人情報となるので、厳重な取扱いをお願いします。

2. その他

次回開催について、令和4年5月頃を予定していると事務局から説明。

個人情報審議会への諮問書

摂生市第444号
令和3年12月24日

摂津市個人情報保護審議会
会長 米田 宗義 様

摂津市長 森 山 一 正

摂津市個人情報保護条例の規定により下記の内容について、諮問します。

個人情報を取り扱う事務の名称	自衛官募集事務に係る対象者情報の外部提供について
該 当 事 項	<input type="checkbox"/> 要配慮個人情報の収集等（条例第7条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第8条第2項第6号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第9条第1項第5号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第9条第3項） <input type="checkbox"/> その他
該当事項となる理由	防衛省からの依頼に基づき、摂津市が保有する募集対象者情報を防衛省の自衛隊大阪地方協力本部に提供することが、摂津市個人情報保護条例第9条に規定する保有個人情報の外部提供に該当するため。 ※自衛官募集に係る案内を送付する年度において、18歳及び22歳になる者の氏名、住所、生年月日及び性別
担 当 課	生活環境部 市民課
備 考	別紙あり

【概要】

摂津市では、自衛官及び自衛官候補生の募集事務について、平成28年度から必要な募集対象者情報を紙媒体で自衛隊大阪協力本部に提供している。

これは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項において「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定められており、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条において、「防衛大臣は、自衛官及び自衛官候補生の募集事務に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められていることに基づくものである。

これら両規定の趣旨や目的の解釈については、国から次のとおり一定の見解が示されている。

- ・自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる個人の氏名、生年月日等の情報に関する資料については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、防衛大臣が市町村の長に対し提出を求めることができるものと解される。
- ・自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村の長が自衛隊地方協力本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法上に明文の規定がないからといって、特段の問題を生ずるものではないと考える。（平成26年10月7日内閣衆質187第2号）
- ・自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。（令和3年2月5日防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長通知）

このほか、各都道府県住民基本台帳担当部長宛て通知（平成27年3月31日総務省自治行政局住民制度課長通知）や防衛大臣記者会見（平成31年2月19日）などにおいても同趣旨の見解が示されている。

さらに、自衛隊法施行令第120条の規定により市町村が処理することとされている事務については、法定受託事務と定められている（地方自治法施行令第1条及び別表第1）。法定受託事務は、法律又はこれに基づく政令により市町村等が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとされている。

このような法定受託事務について国自身が示している公式見解は、市町村にとっては大きな意義を有している。

【諮 問】

これまで紙媒体により住民基本情報を提供してきたこと、自衛隊は災害が発生した際の救援活動など安心して生活するうえで欠かせない存在であり、法定受託事務を担う自治体として対象者の情報を紙媒体で提出することは、公益上の必要があると考えており自衛官募集事務に係る対象者情報の情報提供について諮問するものである。

一方、紙媒体で提出した場合、自衛隊への適齢者名簿提供について、名簿対象者の中には自己の情報を名簿から除外してほしいという要望がある可能性も否定できない。そのようなことから、名簿対象からの除外申請手続制度を導入することの可否を諮問するものである。

【条 文】

自衛隊法 （昭和二十九年法律第百六十五号）

（都道府県等が処理する事務）

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

自衛隊法施行令 （昭和二十九年政令第百七十九号）

（報告又は資料の提出）

第二百十条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

住民基本台帳法 （昭和四十二年法律第八十一号）

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

○摂津市個人情報保護条例（平成5年3月31日）

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

3 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にするものに限る。）により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認める場合は、この限りでない。

（平17条例60・平27条例28・令3条例16・一部改正）

【参考資料】 目次

①平成 26 年 10 月 7 日

内閣衆質一八七第二号 政府答弁書より抜粋

②平成 31 年 2 月 19 日

岩屋防衛大臣記者会見より抜粋

③自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について（大阪市）

除外申請について

④自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について（箕面市）

除外申請について

⑤自衛官募集等の推進について（依頼） R3. 2. 24

⑥自衛官募集等の推進に係る募集事務の細部について（依頼） R3. 3. 9

⑦自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の

提出について（依頼） R3. 3. 29

⑧保有個人情報外部提供承認通知書 R3. 6. 17

⑨自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について

（通知） R3. 2. 5

⑩自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適正な執行につ

いて（通知） H27. 3. 31

平成 26 年 9 月 29 日 内閣衆質 1 8 7 第 2 号
質問主意書（阿部知子 衆議院議員）より抜粋

第五①

自衛隊が適齢者情報提供を依頼する法的根拠についての防衛庁（当時）の説明は、二〇〇三年当時も二転三転した結果、自衛隊法第九十七条及び自衛隊法施行令第二百二十条に落ち着いた経緯があり、後付けの説明である疑いが強い。なお、一九七四年発行の『防衛法』（自由国民社）では、都道府県知事又は市町村長による報告又は資料の提出を規定した自衛隊法施行令第二百二十条に係り「（自衛官）募集事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣〔現在は防衛大臣〕は、都道府県知事および市町村長に対して、募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数等に関する報告および県勢統計等の資料の提出を求め、地方の実情にそくして募集が円滑に行われているかどうかを判断」とあることから、適齢者情報提供は制定時に想定されていなかったと考えられる。自衛隊が市町村に適齢者情報提供を依頼する正当性及び適法性について、政府の見解を法律に則して明確に示されたい。

第五②

住民基本台帳法には国の機関による写しの閲覧は規定されているが、このような「提供」に係る明文規定はなく、同法上「提供」は予定されていないと考えられる。住民基本台帳法の趣旨及び条文に照らして、市町村による適齢者情報の提供がなぜ認められるのか、明確な根拠を示されたい。

平成 26 年 10 月 7 日 政府答弁書より抜粋

五の①について

お尋ねの「正当性」及び「適法性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる個人の氏名、生年月日等の情報に関する資料については、自衛隊法第九十七条第一項及び自衛隊法施行令第二百二十条の規定により、防衛大臣が市町村の長に対し提出を求めることができるものと解される。

五の②について

自衛隊法第九十七条第一項及び自衛隊法施行令第二百二十条の規定により自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村の長が自衛隊地方協力本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）上に明文の規定がないからといって、特段の問題を生ずるものではないと考える。

岩屋防衛大臣記者会見より抜粋（平成31年2月19日）

【以下、Q：記者 A：岩屋防衛大臣】

Q：自衛官の募集についてお伺いします。安倍総理が6割の自治体から協力を得られていないと発言したことについて、弊社の取材によると、全国の自治体からは、住民基本台帳の閲覧等を行っているのに、協力していないという発言には違和感を覚えるという反応が多く寄せられました。この自治体の反応についての大臣の受け止めと、今後、防衛省が望む形で名簿を提出してもらうためにどのように取り組むのか、お考えをお聞かせください。

A：自衛隊法97条、また自衛隊法施行令第120条の規定に基づいて、防衛大臣はすべての都道府県知事及び市町村長宛てに公文書によりまして、自衛官等の募集に必要な資料の提出を求めています。

でき得れば、紙媒体や電子媒体という形で情報提供をしていただくと、自衛官募集の作業も効率的に進めることができますので、防衛省としては、引き続き、一つでも多くの自治体の皆様に法令や政令の趣旨を御理解いただき、御協力をいただけるように、お願いをしてみたいと思います。

Q：まさに依頼に応じていただける環境を作ることが法律にきちんと4情報を提供してもらうということを明記することだと思のですが、こういった個人情報みたいなものを18歳、22歳といったようなかなり大きな枠で、ごそっと提供しろというようなことをきちんと法律に明記せずに求めるということが適切な行為なのでしょうか。

A：それは自衛隊法第97条と施行令第120条の規定によって、そういう情報資料を求めることができるというのは、しっかり法的に担保されていると私は思います。

Q：自衛官の募集ということが性質としては営業行為とは思いませんけれども、通常、想定されているような公益目的と言えるのか。それとも自己の組織のための営業行為とは違うのですけれども、住基台帳が十数年前の法改正で禁止したような行為に近いのではないかというような印象も受けるのですけれども、自衛官募集ということは、いかに公益かということについて御説明をお願いします。

A：優れて公益目的の作業だというふうに私は考えております。国の安全保障を司る自衛隊の自衛官募集の作業ですから。住民基本台帳法上にも、他に法令の規定がある場合は、国はそういう情報の提供を受けることができる、閲覧することができるとなっていると思いますが、法令上もしっかり担保されていることでありますし、優れて公益に資する事柄だと思っております。

Q：今、人手不足の状況で、民間企業も含め、自衛隊に限らず公務員の方々の人材の募集というのも非常に厳しい状況があると思うのですけれども、その中で自衛隊だけそういった個人情報を集めてダイレクトメールを送るというようなアプローチの仕方が、適切であるというふうにお考えになる何か理由というものはあるのでしょうか。

A：先ほども申し上げたように、国民の安全、国土の安全というものを担保するために防衛省・自衛隊という組織はあるわけですから、法令に基づいてそういう状況を提供していただくということに問題があるとは考えておりません。防衛省・自衛隊の場合は、法令・政令に基づいて自治体の御協力をいただいて、防衛省・自衛隊という組織はどういう組織なのかということをお知らせさせていただいて、進路選択の一つの材料にさせていただけるとありがたいということでございますので、そこは特段の問題はないのではないかと考えております。

自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について

ページ番号：530285 2021年3月22日

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められています。本市では、令和元年度より自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官および自衛官候補生の募集（以下「自衛官等募集事務」という。）のために必要な住民基本情報を提供しています。

- ・ 資料提供の対象者
大阪市内に住民登録がある日本人住民の方のうち、資料提供を行う年度に18歳または22歳に到達する方
(例：令和3年度の対象者 生年月日が平成15年4月2日～平成16年4月1日または平成11年4月2日～平成12年4月1日の方)
- ・ 資料提供の内容
氏名、住所、生年月日、性別

資料提供の法的根拠等

防衛大臣が行う自衛官等募集事務のために、住民基本台帳記載事項のうち氏名、生年月日、性別及び住所（以下「住民基本情報」という。）を防衛大臣に提供することについては、自衛官等募集事務が自衛隊法に基づくものであり、住民基本台帳法第11条第1項に規定する「法令で定める事務」の遂行のために必要である場合に該当することから、本市では従前より、防衛大臣から同項の規定に基づく請求があったときは、閲覧に供するという方法で住民基本情報を提供してきました。

一方、自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されており、大阪市個人情報保護条例第10条第1項では法令に定めがあるときには個人情報を提供することができる旨を規定していることから、住民基本情報の提供については住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、閲覧に供するという方法に加え、報告又は資料の提出という方法で防衛大臣に提供を行うことができるものです。

なお、本市から提供した住民情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、その保有・利用等について適切な取扱いを行うものであり、加えて、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。

自衛隊への情報提供を希望されない方の申し出（除外申出）について

令和3年度より自衛隊への情報提供を希望されない方は、申出いただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外します。

申出受付開始日

令和3年3月22日（月）

除外申出受付期間

0歳～22歳に到達する年度の4月末日

除外申出方法

情報提供の除外を希望する方は「自衛隊への情報提供からの除外申出書」を住民登録のある区役所の窓口又は郵送により申出してください。

除外申出できる方と必要な書類

① 対象者本人（22歳以下）

- ・ 自衛隊への情報提供からの除外申出書
- ・ 対象者本人の本人確認書類を提示

② ①の法定代理人

本人申出①の提出書類に併せて次の書類を提示

- ・ 法定代理人の本人確認書類を提示

③ 任意代理人（①または②から委任を受けた方）

本人申出①または法定代理人申出②の書類に併せて次の書類を提示・提出

- ・ 任意代理人の本人確認書類を提示
- ・ 委任状

※提示する本人確認書類 個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険証、学生証等

（郵送の場合は本人確認書類の写しを送付してください。健康保険証の写しを送付する際は、保険者番号および被保険者記号・番号をマスキング（黒で塗りつぶし）してください。また、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを送付する際は、おもて面（顔写真のある側）の写しを送付してください。）

※申出書はこのHP内に掲載、及び各区役所窓口サービス担当課に設置しています。

受付窓口・取扱時間


住民登録地の区役所窓口サービス担当課

※郵送による申出の場合も住民登録地の区役所窓口サービス担当課に送付してください

[各区役所窓口サービス担当課](#)

[各区役所の開庁時間・開庁日](#)

自衛隊への情報提供からの除外申出書

 [自衛隊への情報提供からの除外申出書\(DOXX形式, 21.71KB\)](#)

 [自衛隊への情報提供からの除外申出書\(PDF形式, 417.90KB\)](#)

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード \(無償\)](#)

PDFファイルを開覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード（無償）してください。

申出期限

18歳または22歳に到達する年度の4月末日

（例：令和3年度の資料提供対象者（生年月日が平成15年4月2日～平成16年4月1日または平成11年4月2日～平成12年4月1日の方）は、令和3年4月30日（金）が申出期限となります）

※郵送による申出の場合は4月末日必着

※4月末日が土日祝日の場合は、翌開庁日が申出期限です

その他

- ・ 申出書提出後に市外に転出され、再度大阪市内に転入された場合は改めて申出書を提出いただく必要があります
- ・ 除外申出の有効期限は23歳の誕生日までとなります

SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページの作成者・問合せ先

大阪市 市民局総務部住民情報担当

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

自衛隊への情報提供からの除外申出書

令和 年 月 日

(あて先) 大阪市 区長

自衛隊法施行令第 120 条に基づき自衛隊に提供する、自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報からの除外を申し出ます。

○対象者（自衛隊に提供する情報から除外する方）

氏名	フリガナ
生年月日	平・令・西暦 年 月 日
住所	〒
連絡先	

○申出者

申出者の区分	<input type="checkbox"/> 本人（対象者） <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（委任を受けた方）
氏名 <small>（本人の場合記載不要）</small>	
住所 <small>（本人の場合記載不要）</small>	〒
連絡先 <small>（本人の場合記載不要）</small>	

○必要書類

対象者本人	・ 申出書（本書） ・ 対象者本人の本人確認書類
法定代理人	・ 申出書（本書） ・ 対象者本人、法定代理人の本人確認書類
任意代理人	・ 対象者本人または法定代理人の提出書類 ・ 代理人の本人確認書類 ・ 委任状

※提示する本人確認書類：個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険証、学生証等
（郵送の場合は本人確認書類の写しを送付してください。健康保険証の写しを送付する際は、保険者番号および被保険者記号・番号をマスキング（黒で塗りつぶし）してください。また、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを送付する際は、おもて面（顔写真のある側）の写しを送付してください。）

※除外申出の有効期限：23歳の誕生日まで。

[箕面市](#) > [くらし・環境](#) > [戸籍・住民登録・パスポートの手続きについて](#) > 自衛官等募集事務にかかる対象者情報の提供について

更新日：2021年6月22日

自衛官等募集事務にかかる対象者 情報の提供について

対象者情報の提供について

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められています。本市では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官および自衛官候補生の募集（以下「自衛官等募集事務」といいます。）のために必要な対象者の住民基本情報を提供しています。

- **情報提供の対象者**
箕面市内に住民登録がある日本国籍を有するかたのうち、情報提供を行う年度に18歳または22歳に到達するかた
（令和3年度の対象者 生年月日が平成15年4月2日～平成16年4月1日または平成11年4月2日～平成12年4月1日のかた）
- **情報提供の内容**
氏名、住所、生年月日、性別

情報提供の法的根拠等

- **情報提供の法的根拠**
自衛官等募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されています。この法令を根拠に、毎年防衛大臣から各市町村長に対し、募集対象者情報の提出について依頼があります。本市では、箕面市個人情報保護条例第10条第1項第4号で法令等に定めがあるときは個人情報を提供することができる旨を規定していることから、法令に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官等募集事務のために必要な対象者の住民基本情報を提供しています。
- **本市から提供した住民基本情報の取扱いについて**
本市から提供した住民基本情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、その保有・利用等について適切な取扱いを行うものであり、加えて、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を定めた覚書を交わし、より確実な個人情報の保護を図っています。

令和3年度の自衛隊への情報提供を希望されないかたへ

令和3年度の自衛隊への情報提供の対象となっているかたのうち、情報提供を希望されないかたは、除外申請の手続きを行っていただくことにより、令和3年度の自衛隊へ提供する情報から除外します。

なお、来年度以降に自衛隊への情報提供の対象となるかたについては、情報を提供する年度の4月1日から4月30日まで除外申請を受け付けます。

(1) 除外申請の対象者

- 箕面市内に住民登録している日本国籍を有するかたのうち、令和3年度に22歳になるかた（平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれのかた）
- 箕面市内に住民登録している日本国籍を有するかたのうち、令和3年度に18歳になるかた（平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれのかた）

(2) 受付期間

- **令和3年5月20日（木曜日）～令和3年6月21日（月曜日）**
【郵送の場合は、令和3年6月21日（月曜日）必着】

※令和3年度の受付は終了しました。

(3) 除外申請の流れ

1. 除外申請書の提出

除外申請書は、郵送または市役所の窓口へ提出してください。

- **郵送(送付先)**
〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所 戸籍住民異動室 自衛官等募集事務担当
- **窓口受付**
箕面市役所戸籍住民異動室（本館1階102番窓口）
月曜日から土曜日（祝日を除く）、8時45分から17時15分まで

2. 提出書類

※保険証の写しを本人確認書類として郵送する場合は、保険者番号と被保険者等記号・番号が見えないように黒塗り（マスキング）してください。

対象者本人が申請する場合

- 除外申請書 (PDF : 64KB)
(除外申請書 記載例1 (PDF : 68KB))
- 対象者本人の確認書類1点 (郵送の場合は写し)
(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード (表面のみ) 等)

法定代理人が申請する場合

- 除外申請書 (PDF : 64KB)
(除外申請書 記載例2 (PDF : 69KB))
- 対象者本人の確認書類1点 (郵送の場合は写し)
(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード (表面のみ) 等)
- 法定代理人の確認書類1点 (郵送の場合は写し)
(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード (表面のみ) 等)
- 対象者本人と法定代理人が同一世帯でない場合は、対象者本人との関係が分かる書類 (戸籍謄本等)

対象者本人、法定代理人以外が申請する場合

- 除外申請書 (PDF : 64KB)
(除外申請書 記載例3 (PDF : 70KB))
- 対象者本人の確認書類1点 (郵送の場合は写し)
(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード (表面のみ) 等)
- 代理人の確認書類1点 (郵送の場合は写し)
(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード (表面のみ) 等)
- 委任状 (PDF : 35KB)

なお、法定代理人の復代理人 (法定代理人から委任されたかた) による申請をご希望の場合は、必要書類などについてお伝えしたいことがありますので、必ず事前に戸籍住民異動室までご連絡ください。

3.除外決定通知書の送付

後日、除外決定通知書を除外対象者宛て送付します。

よくあるご質問

- 市外から引っ越してきました。市役所へは何を持って行ったらいいですか。
- 平日の昼間は市役所に行けません。引っ越したときや印鑑登録をしたいときなど、どうしたらいいのでしょうか。
- 住所変更や印鑑登録、戸籍、パスポートの手続きは、何時から何時まで、どこでできますか。

- コンビニで証明書を取れると聞いたのですが、本当ですか。家族の分も取れますか。
- 夜間や休日に証明書を取れませんか。
- 自動交付機がなくなると聞きました。今後、証明書は窓口でしか取れないのですか。
- 海外から日本に戻ってきました。どんな手続が必要ですか。
- 市役所で証明書を取るときは、何を持って行ったらいいですか。

お問い合わせ

所属課室：市民部戸籍住民異動室

箕面市西小路4-6-1

電話番号：072-724-6725

ファックス番号：072-724-0853

お問い合わせフォーム

箕面市役所

法人番号：1000020272205

〒562-0003大阪府箕面市西小路4丁目6番1号 電話：072-723-2121（代表）

業務時間：午前8時45分から午後5時15分（祝日、休日、12月29日から1月3日を除く月曜日から金曜日・一部窓口は土曜日も開庁）

copyright © Minoh City. All rights reserved.



除外申請書

年 月 日

(宛先)箕面市長

令和3年度の自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報からの除外を申請します。

申請者	住民登録している住所	〒 _____
	氏名	フリガナ _____
	平日昼間に連絡のとれる電話番号	_____
区分	1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人	

対象者 (本人)	住民登録している住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(以下記入不要) 〒 _____
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(以下記入不要) フリガナ _____
	生年月日	_____年____月____日生まれ
	平日昼間に連絡のとれる電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(以下記入不要) _____

注 申請の際に次の書類を提示又は提出してください。提示された書類は複写いたします。郵送の場合は写しを添付してください。

提出書類	対象者本人	<ul style="list-style-type: none"> 除外申請書 本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等)
	法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> 除外申請書 対象者本人の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等) 法定代理人の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等) 同一世帯でない場合は、対象者本人との関係が分かる書類(戸籍謄本等)
	法定代理人以外の代理人	<ul style="list-style-type: none"> 除外申請書 対象者本人の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等) 代理人の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等) 委任状

※ 以下の欄には記入をしないでください。

受付	本人確認	代理権確認	決定	通知	確認

除外申請書

令和3年 5月 21日

(宛先) 箕面市長

令和3年度の自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報からの除外を申請します。

申請者	住民登録している住所	〒 562 - 〇〇×× 箕面市〇〇〇×丁目×番×号
	氏名	フリガナ ミノオ タロウ
		漢字
	平日昼間に連絡のとれる電話番号	090 - 〇〇〇〇 - ××××
区分	<input checked="" type="radio"/> 1 本人 <input type="radio"/> 2 法定代理人 <input type="radio"/> 3 法定代理人以外の代理人	

対象者 (本人)	住民登録している住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ(以下記入不要) 〒 -
	氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ(以下記入不要) フリガナ
		漢字
	生年月日	平成15年 4月 2日 生まれ
	平日昼間に連絡のとれる電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ(以下記入不要) -

注 申請の際に次の書類を提示又は提出してください。提示された書類は複写いたします。郵送の場合は写しを添付してください。

提出書類	対象者本人	<ul style="list-style-type: none"> 除外申請書 本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等)
	法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> 除外申請書 対象者本人の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等) 法定代理人の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等) 同一世帯でない場合は、対象者本人との関係が分かる書類(戸籍謄本等)
	法定代理人以外の代理人	<ul style="list-style-type: none"> 除外申請書 対象者本人の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等) 代理人の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等) 委任状

※ 以下の欄には記入をしないでください。

受付	本人確認	代理権確認	決定	通知	確認

防人育第2589号
令和3年2月24日

大阪府
摂津市長 殿

防衛大臣
(公印省略)

自衛官募集等の推進について（依頼）

自衛官等の募集については、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

自衛隊は、我が国の防衛のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、我が国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っております。今後もこれらの任務を全うするため、強い使命感、責任感を持ち、いかなる状況下でも適切に対応することができる質の高い人材を確保することが、これまで以上に重要となっていると考えております。

また、今後の防衛のあるべき姿について指針を示す「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」においても地方公共団体との連携を含む募集の推進について明記されているところであり、防衛省としては、今まで以上に募集に力を入れるとともに、地域住民と日頃直に接している全国の地方公共団体の皆様の御理解を得て、相互の協力関係を一層強化して参りたいと考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかにあつて「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」において、「第二の就職氷河期世代を生まない」とされていることも踏まえ、自衛官等の積極的な採用に取り組んで参りたいと考えております。

つきましては、以下の3点についてお願い申し上げます。

1 募集対象者情報の提出について

自衛官の募集環境が厳しい中、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうため幅広く広報をしたいと考えており、募集対象者情報を入手し、広報資料の送付などを行っております。このため、貴市区町村から自衛隊地方協力本部への募集対象者情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報のみ）の紙媒体、電子媒体での提出をお願いいたします。事務の細部については、各地方協力本部より調整いたしますので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。御提供いただいた募集対象者情報は、自衛官等募集業務においてのみ適切に使用するとともに、その管理については、防

衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理させていただいております。

2 募集対象者情報の提出以外の募集事務の実施について

募集対象者情報の提出に加え、地方自治体における広報宣伝等の募集事務の一部の実施につきましても、引き続き、各地方協力本部と調整しつつ各種御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

3 入隊予定者への激励及び若年定年退職自衛官の防災関係部門での活用について

入隊予定者を激励するための地域を挙げた様々な取組は、入隊予定者にとって大きな励みとなっております。引き続き地方公共団体の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、退職自衛官の防災部門での採用は、自衛隊で培った知識や経験を社会に還元するだけでなく、地域の防災基盤の強化にもつながるものであることから、防災のプロフェッショナルとしての退職自衛官の防災関係部門での活用についても、引き続き、緊密な連携を図らせて頂きますようお願い申し上げます

(参考) 募集事務の一部の実施に関する法的根拠について

都道府県知事及び市町村長は自衛隊法第 97 条により、「自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて、自衛隊法施行令に各種事務が定められ、募集事務の一部（広報宣伝（施行令第 119 条）及び報告又は資料の提出（施行令第 120 条）等）は、地方自治法施行令における第 1 号法定受託事務に当たります。特に、自衛隊法施行令第 120 条では、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠をもって、募集対象者情報の提出をお願いしているものです。

また、募集対象者情報の提出について、「令和 2 年地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）」を受け、本年 2 月、防衛省及び総務省から各都道府県あてに「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第 97 条第 1 項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること」及び「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと」を、通知いたしました。

大阪地本第212号
令和3年3月9日

摂津市長 殿

自衛隊大阪地方協力本部長



自衛官募集等の推進に係る募集事務の細部について（依頼）

自衛官等の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様を持ちまして毎年度優秀な隊員を採用しているところですが、これも貴職の防衛の重要性和自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

自衛隊大阪地方協力本部では、大阪府及び府下市町村の皆様と密接に連携し、効果的な募集事務の推進を図るため、各自治体の皆様が定められた募集事務計画が円滑に実施されるように、以下の事務を行っております。

- (1) 採用計画、募集状況その他募集に関する事項に係る関係自治体、教育委員会、学校等関係機関への通知及び説明
- (2) 大阪府及び府下市町村に対する募集案内その他の広報資料及び広報原稿の提供
- (3) 音楽演奏会、訓練・演習、装備品展示及び部隊見学、艦艇の一般公開及び体験航海、航空機の体験搭乗等の実施に関する連絡調整
- (4) 大阪府が主催する募集事務主幹課長等会議への関係者の参加
- (5) その他大阪府及び府下市町村の募集事務に対する協力支援

また、貴職宛てに「自衛官募集等の推進について（依頼）（防人育第2589号（令和3年2月24日）」を防衛大臣からお送りしておりますが、防衛省としては、引き続き各自治体の皆様と自衛隊大阪地方協力本部との間で密接に調整及び連携を図ってまいりたいと考えております。つきましては、別紙に記載された市町村の募集事務の実施について、御協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、下記について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 募集事務地方公共団体委託費について

募集事務地方公共団体委託費の執行の細部については、各自衛隊大阪地方協力本部にお問い合わせいただきますとともに、各自衛隊大阪地方協力本部と調整しつつ計画的に執行していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

2 合同採用説明会について

警察、消防等職員等の皆様と合同で行う採用説明会の開催についても、自衛隊大阪地方協力本部から依頼があった際には格別の御配慮いただけますよう、お願い申し上げます。

3 入隊・入校予定者への激励について

貴職をはじめ大阪府下の市町村長の皆様には、入隊・入校予定者の表敬を受けていただくとともに、地域の代表として予定者に格別の激励を賜り、誠にありがとうございます。

また、自衛隊大阪地方協力本部が例年3月上旬に開催しております入隊・入校激励会にもご出席いただく等、格別のご配慮を賜っております。

貴職をはじめ大阪府下の市町村長の皆様の激励は、入隊・入校予定者にとって大きな励みになっており、防衛省・自衛隊といたしましても大変感謝しております。この場を借りて厚く御礼申し上げますとともに、今後ともよろしく願いいたします。

4 防災関係部門における退職自衛官の活用

防衛省としては、自衛隊勤務を通じてこれまで自衛官として得た危機管理能力を自治体の防災関係部門等において活用していただけるよう自治体の皆様をお願いして参りました。

平成27年10月には「地域防災マネージャー制度」が創設されたところであり、その結果、大阪府を含む約440を超える自治体で退職自衛官を採用していただいているところです。退職自衛官の防災部門での採用は、自衛隊で培った知識や経験を社会に還元するだけでなく、地域の防災基盤の強化にもつながるものであることから、極めて重要であると考えており、引き続き緊密な連携を図らせていただきますようお願い申し上げます。

市町村の募集事務の実施について

1 各市町村における募集事務の計画的な実施

- (1) 自衛官等の募集に関する広報宣伝（自衛隊法施行令第119条関連）
（広報宣伝に関する事務の例）

ア 市町村職員等との合同説明会の開催

イ ポスター等募集広報資料の作成、ホームページ、広報誌、公共交通機関等への募集広報記事の掲載

ウ 自衛隊地方協力本部等の作成する募集案内等広報資料への市町村シンボルマークの使用許可及び市町村の管理する施設への備付

エ 市町村の主催する広報イベントへの募集広報ブースの設置協力

- (2) 自衛官等の募集に関する報告又は資料の提出（自衛隊法施行令第120条関連）

自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報）の紙媒体（シールを含む。）又は電子媒体での提出

【参考】 防衛省及び総務省からの連名通知

「令和2年地方からの提案に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）」を受け、改めて各自治体に対して通知されました。

1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対して求めることができること。

2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

- (3) その他受験票の受理等（自衛隊法施行令第115条及び第116条関連）

2 都道府県から重点市町村に設定された市町村における、自衛官等の募集に関する模範的な広報宣伝活動

都道府県の募集事務の実施について

- 1 都道府県における募集事務に係る計画の策定及び実施
 - (1) 募集期間の告示（自衛隊法施行令第114条関連）
 - (2) 試験期日及び試験場の告示等（自衛隊法施行令第117条関連）
 - (3) 自衛官等の募集に関する広報宣伝（自衛隊法施行令第119条関連）
（広報宣伝に関する事務の例）
 - ア 都道府県職員等との合同説明会の開催
 - イ ポスター等募集広報資料の作成、ホームページ、広報誌、公共交通機関等への募集広報記事の掲載
 - ウ 自衛隊地方協力本部等の作成する募集案内等広報資料への都道府県シンボルマークの使用許可及び都道府県の管理する施設への備付
 - エ 都道府県の主催する広報イベントへの募集広報ブースの設置協力
 - (4) 自衛官等の募集に関する報告又は資料の提出（自衛隊法施行令第120条関連）
【参考】 防衛省及び総務省からの連名通知
「令和2年地方からの提案に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）」を受け、改めて各自治体に対して通知されました。
 - 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対して求めることができること。
 - 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。
- (2) 都道府県、市町村及び防衛省の連携
 - ア 市町村募集事務主管部課長又は担当者の会議の開催及び自衛隊が主催する募集連絡会議への参加
 - イ 市町村担当者の研修
 - ウ 市町村への募集事務に関する助言及び勧告等
 - エ 募集事務の処理要領の作成及び配布
 - オ 募集事務地方公共団体委託費の配分等に関する調整
- (3) 教育委員会等との募集に関する連携
 - ア 学校関係者等に対する募集事務の説明
 - イ 募集説明会の開催に際しての学校との調整・連携

2 重点市町村の設定等

自衛隊地方協力本部と調整及び連携を図りつつ、市町村における募集事務の模範的な実施を促進し、その成果を他の市町村に及ぼすため、市町村を選定し、当該市町村の意見を聞いてこれを重点市町村として指定するとともに、重点市町村に対して広報宣伝活動の助言及び支援を重点的に行うこと。



大阪地本第309号

令和3年3月29日

摂津市長 殿

自衛隊大阪地方協力本部長



自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お蔭様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜物であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事及び各市町村長宛てに依頼文書「自衛官募集等の推進について」（防人育第2588号。令和3年2月24日及び防人育第2589号。令和3年2月24日）を防衛大臣から発出しており、その内容については、既に御賢察のことと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報（募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。以下同じ。）に関する資料の提出について、下記のとおり依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

自衛官及び自衛官候補生の募集対象者である出生の年月日が平成15年4月2日から平成16年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る。）及び平成11年4月2日から平成12年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る。）に係る募集対象者情報に関する資料の紙媒体、電子媒体での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に利用するため。

なお、提出いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

保有個人情報外部提供承認通知書

撰生市第75号
令和3年6月17日

防衛省 自衛隊大阪地方協力本部長 様

撰津市長 森山 一正



令和3年3月29日付け大阪地本第309号で依頼のあった保有個人情報の外部提供については、次のとおり承認することと決定したので通知します。

外部提供をする事務 の 名 称	自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務
外部提供をする保有 個人情報の記録項目	出生の年月日が平成15年4月2日から平成16年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る。）及び平成11年4月2日から平成12年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る。）に係る氏名、生年月日、性別及び住所
外部提供をする 理 由	撰津市個人情報保護条例第9条第1項第2号に該当 (理 由) 地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務
外部提供の相手先	防衛省 自衛隊大阪地方協力本部 北東地区隊 茨木地域事務所
外部提供をする 期 間	承認日から令和3年7月31日まで
利 用 の 件 条	・自衛官及び自衛官候補生の募集のみに利用し、防衛大学校学生その他の募集には利用しないこと。 ・提供した情報については、法令に基づき適正に管理すること。 ・覚書の記載内容を遵守すること。
備 考	紙媒体により提供する。
担 当 課	市民課住民記録係（新館1階⑥番窓口・☎06-6383-1360）

※ 提供を受ける際には、この通知書を提示してください。

防人育第1450号
総行住第12号
令和3年2月5日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長
総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について (通知)

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。)を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長

(公印省略)

自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適正な執行について（通知）

今般、自衛隊地方協力本部の長が、陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集に関し必要となる氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「氏名等の情報」という。）について、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき当該氏名等の情報に関する資料の提出を市区町村の長に求めることができないにもかかわらず、これを求め、当該市区町村の長が当該資料の提出を行った事案が判明しました。

住民基本台帳から氏名等の情報を取得するには、他の法令において情報の提供を求めることができる旨の規定がある場合を除き、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものです。

今回の事案において、陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集に関する事務は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第29条第1項及び第35条の規定に基づき行われますが、自衛隊地方協力本部の長が当該募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出を市区町村の長に求めることについては、その根拠となる法令上の規定が存在しないため、上記「他の法令において情報の提供を求めることができる旨の規定がある場合」には該当しないと解されます。一方、当該募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解されます。したがって、今回の事案は、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧によるべきであったと考えられます。

なお、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができると解されています。自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づく自衛官及び自衛官候補生並びに防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集に関する事務は住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解されるため、自衛隊地方協力本部の長が住民基本台帳法第11条第1項に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧を市区町村の長に請求することができると考えられます。

各市区町村におかれては、このことに十分留意の上、住民基本台帳事務の適正な執行について徹底を図るようお願いします。

貴職におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に対し周知し、徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。